

議案第 4 号

指定管理者の指定に係る専決処分の承認について

次の指定管理者の指定については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年4月1日に処分した。

よって、ここに報告し、承認を求める。

平成20年6月11日提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

指定管理者の指定について

鎌倉市子育て支援センターの指定管理者を、次のとおり指定するものとする。

1 公の施設の名称

鎌倉子育て支援センター

深沢子育て支援センター

大船子育て支援センター

2 指定管理者となる団体

横浜市神奈川区西神奈川一丁目9番地の1

社会福祉法人 新生会

理事長 飯 田 進

3 指定の期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで